様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日　 ２０２４年１０月２日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）かぶしきがいしゃもーたらいず  　　　　　　　　　　　　　　一般事業主の氏名又は名称 株式会社　モータライズ （ふりがな） しまやま　こういち  （法人の場合）代表者の氏名 島山　耕一  住所　〒501-6012　岐阜県羽島郡岐南町八剣7丁目10番  法人番号　　3200001038231  　情報処理の促進に関する法律第３１条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 株式会社モータライズ　DX戦略 | | 公表日 | 2024年9月25日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 当社コーポレートサイトにおける下記URL「株式会社モータライズ DX戦略」内「DX推進の基本方針」  <https://motorize.jp/wp/wp-content/themes/wp-templ/assets/pdf/motorize_dx.pdf> | | 記載内容抜粋 | 【情報処理技術の活用の方向性】  １．業務改革による本部、店舗、工場の生産性向上と効率化の促進  - 省力化と省人化の取り組み  　（AI、クラウドツール及びロボットの利活用）  ２．新たな価値創造のためのデータ活用の推進  - データの収集、保存、処理、分析、有効活用  　（顧客情報、見込顧客情報、販売・修理情報、市場情報、マーケティング情報などの利活用）  デジタル技術の進化とともに変化するお客様のニーズに迅速に対応し、さらにお客様の満足度を向上させるために、本部、店舗、工場各々にデジタルトランスフォーメーション（DX）を推進しています。  「新たな価値創造のためのデータ活用の推進」として、データを活用してデジタルマーケティングに活かし、顧客とのつながりを強化し新たなビジネスチャンスを創出します。  デジタルトランスフォーメーションを通じて、お客様に更なる価値を提供し、競争力を高めることを目指します。これにより先進的なビジネス企業としての地位を確立します。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 当社は取締役会設置会社ではないため、取締役会に準ずる機関である経営会議（代表取締役および経営幹部参加2024年9月6日開催）にて承認され、ホームページに公表 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | モータライズＤＸ戦略 | | 公表日 | 2024年9月25日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 当社コーポレートサイトにおける下記URL「モータライズＤＸ戦略」「DX推進シナリオ」  <https://motorize.jp/wp/wp-content/themes/wp-templ/assets/pdf/motorize_dx.pdf> | | 記載内容抜粋 | 【DX推進シナリオ】  DX推進を実現するためバックオフィス、組織改革・人材育成、環境整備を3つのフェーズに分けて取り組んで参ります。  ＜DX推進プロジェクト＞  戦略的な計画立案、適切な技術の導入、組織の変革、チームの協力などにより以下を実現します。  ・従業員IT/AI能力向上研修  ・DXによるCS向上  ・働き方改革を実現する資格の取得  ・業務改善による業務時間、残業時間の削減、問合せ数の減少  ＜DX推進実施内容＞  ①業務改革による店舗と本部の生産性向上と効率化の促進  - 社内連絡ツールのデジタル化/スケジュール共有  - 社内申請/社外との契約書のデジタル化  - 問合せ対応のAI活用  - 社内教育のAI活用  - 事務作業のAI・クラウドツール活用  - 社員教育及びプロモーション等へのAI活用  - CRM/ SFAツールの活用  - 現場効率化  ②新たな価値創造のためのデータ活用の推進  ・リレーショナルDBを活用した情報の見える化、データドリブン経営の推進  ・予測AIの活用  ・デジタルデータを活用した接客/営業モデルの構築  ・ナレッジを集約し活用/名刺管理  ・人材データの活用によるタレントマネジメント | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 当社は取締役会設置会社ではないため、取締役会に準ずる機関である経営会議（代表取締役および経営幹部参加2024年9月6日開催）にて承認され、ホームページに公表 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 当社コーポレートサイトにおける下記URL「モータライズＤＸ戦略」「DX推進体制」  <https://motorize.jp/wp/wp-content/themes/wp-templ/assets/pdf/motorize_dx.pdf> | | 記載内容抜粋 | 【DX推進体制】  当社はDXの推進を強化するため、社長直轄のDX推進プロジェクトチームを新設します。（社長に加え、営業、管理、整備の各部門）  DX推進プロジェクトチーム実施事項  -AI、クラウドツール活用、リレーショナルDB構築、デジタルマーケティング・セキュリティ対策・インフラ整備など  DX推進プロジェクトがデDX推進を実現するため、メンバーに対し以下の教育研修に取り組みます。  ・DXスキル向上研修  ・AI活用研修  ・クラウドツール（ノーコード、ローコード）活用研修 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 当社コーポレートサイトにおける下記URL「株式会社モータライズ DX戦略」内「環境整備」  <https://motorize.jp/wp/wp-content/themes/wp-templ/assets/pdf/motorize_dx.pdf> | | 記載内容抜粋 | 【環境整備】  戦略の達成状況に係る指標の決定DX推進のために継続して以下の環境整備に取り組んでいます。  ・全従業員へのDXインフラとしてのノートPC/iPadの配布及び活用推進  ・AI及びクラウドツールの導入費用予算化  ・社員のDXリテラシー向上教育費の予算化 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 株式会社モータライズ DX戦略 | | 公表日 | 2024年9月25日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 当社コーポレートサイトにおける下記URL「株式会社モータライズ DX戦略」内「DX推進プロジェクト達成状況を計る指標」  <https://motorize.jp/wp/wp-content/themes/wp-templ/assets/pdf/motorize_dx.pdf> | | 記載内容抜粋 | 【DX推進プロジェクト達成状況を計る指標】  ・残業時間削減　目標残業ゼロ  ・業務削減時間（商談）30％減  ・業務削減時間（事務作業）50％減  ・コスト削減（ペーパーレスの更なる推進）50％減  ・CSの向上（新車・中古車購入時）目標50％向上（アンケート結果）  ・DX推進能力向上研修受講率　目標100% |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2024年9月25日  <https://motorize.jp/wp/wp-content/themes/wp-templ/assets/pdf/motorize_dx.pdf> | | 発信方法 | 当社コーポレートサイトにおける下記URL「株式会社モータライズ DX戦略」内「DX推進の基本方針」 | | 発信内容 | DX推進の基本方針や戦略について代表取締役社長がホームページにて発信しています。  【DX推進の基本方針】  株式会社モータライズでは、デジタル技術の進化とともに変化するお客様のニーズに迅速に対応し、さらにお客様の満足度を向上させるために、デジタルトランスフォーメーション（DX）を推進しています。これは経営戦略の一環であり、ビジネスプロセスの最適化に取り組むための重要な取り組みです。  特にデジタルマーケティングを中心とした経営戦略を展開し、組織全体の変革と意識改革に取り組んでいます。これにより、より効果的なマーケティング活動を行い、顧客とのつながりを強化し、新たなビジネスチャンスを創出します。  デジタルトランスフォーメーションの推進には、社内のプロセスとシステムの見直しや最新のテクノロジーの活用が含まれます。データの収集、分析、マーケティングオートメーション、顧客体験の最適化など、デジタルマーケティングのツールや手法を積極的に活用しながら、効率化と成果の最大化を図ります。また、組織全体の意識改革も重要な要素です。デジタルマーケティングに関する知識やスキルの向上、チーム間の協力や情報共有の促進など、組織文化の変革を進めながら、デジタル化に対応した経営体制を構築していきます。  代表取締役　島山耕一 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2024年4月頃　～　現在（今後も継続） | | 実施内容 | 【戦略の達成状況・課題の把握】  経済産業省「DX推進指標」による自己診断を実施し、IPAの自己診断結果入力サイトに登録しております。  定期的にDX推進プロジェクトチーム会議を開き、現状と課題について確認します。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2024年　8月頃　～　　　継続中 | | 実施内容 | 【サイバーセキュリティに関する対策】  お客様や社内外の各種情報資産を守るため、情報セキュリティ対策に取り組み、SECURITY ACTION（二つ星）を宣言しました。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。